

# 船体防汚システム規則

規  
則

2020年 第1回 一部改正

2020年6月30日 規則 第30号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年6月11日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2020年6月30日 規則 第30号  
船体防汚システム規則の一部を改正する規則

「船体防汚システム規則」の一部を次のように改正する。

## 2章 検査

### 2.1 一般

2.1.1 を次のように改める。

#### 2.1.1 検査の種類

検査の種類は次のとおりとする。

- (1) ~~登録検査~~登録のための検査（以下、登録検査という。）
  - (a) 製造中登録検査： 防汚システムが施工される船舶が船級登録上の製造中登録検査を受ける場合に、防汚システムの施工に先立ち申込みがあった場合に行う登録検査をいう。
  - (b) 製造後登録検査： 前(a)以外の登録検査をいう。
- (2) 登録を維持するための検査（以下、維持検査という。）
  - (~~a~~) 定期的検査
  - (~~b~~) 臨時検査
  - (~~c~~) 不定期検査

#### 2.1.2 検査の実施及び時期\*

(4)を次のように改める。

検査の実施時期は次の(1)から(4)の規定による。ただし、(1)、(3)及び(4)の検査については、船舶が入渠又は上架している状態で行うことを原則とする。

((1)から(3)は省略)

- (4) 不定期検査は、登録を受けた船舶が、~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であって~~船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により船舶の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては、おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

## 附 則

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。